

## 大規模災害発生時における 関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定書

関東・甲信越地区の14国立大学法人（茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、山梨大学、信州大学、総合研究大学院大学、）及び1大学共同利用機関法人（高エネルギー加速器研究機構）（以下「15機関」という。）は、次のとおり協定を締結するものとする。

### （目的）

第1条 関東・甲信越地区で大規模災害等が発生し、または発生する恐れがあると認められる場合には、15機関が相互に連携・協力することにより、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援及び復旧支援を推進し、もって地域社会の復旧・復興に寄与することを目的とする。

### （大規模災害等）

第2条 本協定において「大規模災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）地震、風水害等の大規模な自然災害
- （2）新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- （3）その他重大な被害を生じさせる事件・事故等

### （連携・協力の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を行う。

- （1）食料、飲料水、医薬品、防災用具その他生活必需物資の提供
- （2）教育研究活動等の復旧・再開のために必要な教職員等の派遣
- （3）生物資源などの研究試料の緊急受入
- （4）研究や実習など継続的な教育研究活動を必要とする学生への支援（施設、機材、実験器具等の提供）
- （5）防災・減災のための取り組みに関する情報交換
- （6）その他目的達成のために必要と認める事項

### （協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結した日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、15機関のいずれかから改廃の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

### （その他）

第5条 協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、15機関が協議のうえ別に定めるものとする。

2 各大学の附属病院における支援活動については、別途附属病院間で協定を締結していることから、本協定から除くものとする。

この協定の締結を証として、本協定書 15 通を作成し、各機関の長が署名の上、各 1 通を所持するものとする。

平成30年5月11日

国立大学法人茨城大学長

三村信男

国立大学法人筑波技術大学長

大越教夫

国立大学法人群馬大学長

平塚浩士

国立大学法人千葉大学長

徳久剛史

国立大学法人新潟大学長

高橋淳

国立大学法人上越教育大学長

川崎直哉

国立大学法人信州大学長

濱田州博

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長

山内正剛

国立大学法人筑波大学長

永田恭介

国立大学法人宇都宮大学長

石田朋法

国立大学法人埼玉大学長

山口宏樹

国立大学法人横浜国立大学長

長谷部勇一

国立大学法人長岡技術科学大学長

東信彦

国立大学法人山梨大学長

鳥田進啓

国立大学法人総合研究大学院大学長

長谷川真理子